

私たち**介護支援専門員**は、
認知症の有無にかかわらず、
要支援・要介護状態にあるすべての国民に対し、
尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、
主体性の尊重・人権尊重を基本とし、
公平・中立な立場で必要な介護支援を行っております。

認知症基本法の施行にあたって、
その条文に則した対応・行動については以下の通り
です。

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等

（共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下基本法）第14条）

子どもから高齢者まで、世代を超えた認知症の理解促進を図る必要があります。国民個人、企業、団体を問わず、認知症の理解促進の機会を確保していくことが重要です。とりわけ、介護保険制度において中核的役割を果たす介護支援専門員に対し、地域活動において国民への認知症の正しい理解を促進するための必要な最新知識や支援技術などの人材育成を推進することが重要と考えます。**法定研修に沿ったテキストの発刊、講義動画の作成、認知症対応型共同生活介護部会によるケアマネジメント手引きの作成などを行っております。**

2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進（基本法第15条）

3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等（基本法第16条）

介護支援専門員が認知症の人を支援するにあたり、今まで培ってきた生活の継続を第一義に捉えます。その際に、認知症の人が抱える生活上の困難に対し、周囲の環境にも配慮し、その方の支障となる改善策を環境面にも向けて対応することで改善を図ります。そのためにも**物理的なバリアへの対応策（社会的インフラの整備）と心理的バリアへの対策（国民への認知症の理解促進）が重要**と考えます。**国、都道府県、市区町村、そして介護支援専門員が一体となってそれぞれの役割を果たしていくことで、バリアの削減につながると考え、行動しております。**

4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

（基本法第17条）

このことについては、国からガイドラインが発出されたことで周知が進んでいますが、未だ十分に対応がなされている状況には至っていないと感じます。理念としての理解と個々の対応は異なり、試行錯誤的な状況かと思われます。国民への周知も重要ですが、認知症の人に関わるあらゆる専門職に対する具体的な技法を学ぶ機会を標準的に実施していくことが必要と考えます。職種ごとの育成に加え、多職種協同での実践の場が重要です。**介護支援専門員は要の役割として、多職種連携を図り、認知症の人の意思を尊重した対応を実践しております。**

5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

（基本法第18条）

6. 多様な主体の連携（基本法第23条）

いままでは認知症ケアは専門領域として対応が整備されてきました。しかし今日、認知症は普遍的な疾患となり、いつもどこでも必要な支援が受けられる体制を構築することが肝心と考えます。そのために、制度・職種・機関を問わず横断的に認知症の知識・支援技術を備えておくべきと考えます。**保健・医療・福祉に関わる多制度・多職種との連携において、介護支援専門員は地域支援体制の構築にも寄与しております。**

7. 相談体制の整備等（基本法第19条）

認知症の人及びその家族等は、不安と焦燥にかられていることが多くあります。その時に、身近に相談できる体制が整備されていることが重要です。しかし、地域事情によって相談体制の整備は多様であり、一律に規制できるものでもないかと考えます。今後は**地域事情に応じた多様な相談体制の整備**が求められます。共通して言えることは、認知症に対する正しい知識と理解、そして相談に対応できる対話技術の習得、加えて社会資源がある程度整備されていることです。**私たち介護支援専門員はその一助を担うべく、日々研鑽を積み重ねております。**

8. 認知症の予防等（基本法第21条）

認知症の進行予防には社会的関与・社会的役割の維持が重要と考えます。そのためには、制度横断的に多様な社会資源の活用を可能とする柔軟な社会保障制度の対応が有効と考えます。さらに、住民参加型の取り組みや企業などの取り組みを推進し、地域偏差なく社会資源の活用が可能となる仕組み作りも重要です。**私たち介護支援専門員は介護保険制度にみならず、多制度、インフォーマルサポートとの連携を促進し、地域全体での支援が可能となるよう、行動を心がけております。**

9. 研究等の推進等（基本法第20条）

10. 認知症施策の策定に必要な調査の実施（基本法第22条）

すでに多様な認知症に関する調査研究が進められていますが、**日本介護支援専門員協会**としましても、**シンクタンク部門を創設**しており、今後、認知症支援に資する有益な支援方法の検討などを目的とした調査研究を進めてまいります。